

論文

都市施設の博物館的機能の意義と課題

——地域の持続可能性向上の観点から——

堀江典子

〔抄録〕

地域は諸活動を支える都市施設がなければ維持できない。都市施設は本来の機能によってのみならず、博物館的機能によっても地域の持続可能性に貢献している。本稿では関連研究を踏まえ、地域の持続可能性向上の観点から都市施設が博物館的機能を持つことの意義と諸課題を論じる。第一に生活者教育としての意義については、環境教育、防災教育、消費者教育、人権教育、主権者教育の場として都市施設が役割を果たせることを各教育概念に読み取ることができ、誰一人取り残さないユニバーサルデザインを基本として充実を図る必要がある。第二に地域の記憶継承としての意義については、先人の知恵と工夫を引き継ぐために、災害、戦争、公害、差別などの教訓を学ぶために、地域に愛着を持ち参加を促すために重要であり、時間経過による継承の課題に対して「記憶のセーフティネット」を構築すること、大きな歴史としてではなく一人ひとりの記憶に触れることが求められる。第三に市民と施設管理者との信頼関係構築には日常的な現場での双方向のコミュニケーションが重要であり、その積み重ねが信頼できる持続可能な地域づくりにつながると考える。

キーワード：都市施設、博物館的機能、生活者教育、記憶継承、地域愛着

1. はじめに

人口減少・超高齢社会に突入した地域が将来的にも存続していけるかどうか、地域の持続性の維持と向上のための対策は喫緊の課題となっている。持続可能性の概念については議論があるものの持続可能である必要は広く共有されており⁽¹⁾、地域において生活や諸活動を支える都市施設の効率的配置や管理も検討されてきた（例えば、根市ら 2007、丁ら 2008、岩本ら 2014）。

一方で、人口移動や人口構成、社会経済活動のありようを含め地域の持続性は「人」次第である。すなわち、地域に愛着を持ち、居住、往来、交流、生産、消費、納税、寄付等々をはじめ、さまざまな形で地域に関与する人材をどれだけ抱えているか、育てていけるかにかかっている。人材育成は主として教育機関の役割とされているが、都市施設もまた多種多様なレベルで「人」に影響を与えることができる。都市施設をはじめ地域を構成する諸要素が、地域への関心と愛着を醸成することに寄与しながら「人」を育てる方向性を持つ地域と、そのような方向性を持たず無関心が放置されている地域とでは、地域力に差が生じるだろう。地域を存続させようとするのであれば、諸活動の基盤である都市施設を含む地域の多種多様な構成要素についても、持続可能性向上の観点から位置づけ、そのありようを考える必要がある。

諸活動を支える都市施設がなければ地域は持続できず、その施設を適正に維持し機能させるためには市民の理解と協力が必須である。例えば、地域の持続に欠かせないごみ処理は、分別や削減を含め適切なおごみの排出、ごみ収集、施設設備、リサイクル及び最終処理といった一連のシステムから構成され、これらはゴミ排出者としてのみならず、予算の原資を提供する納税者として、意思決定にかかわる有権者として、所謂迷惑施設として捉えられがちな施設立地を受け入れている住民としてといういくつもの性格を持つ市民の理解と協力があってこそ維持できるのである。

筆者はこれまで、都市施設における収集保存、調査研究、展示教育、娯楽（楽しみ）といった諸活動を博物館的機能と捉え現状の把握と評価に取り組んできた（例えば、堀江 2009, 堀江ら 2010, 堀江ら 2011, 堀江 2014, 堀江 2015, 堀江 2017, 堀江 2018 a, 堀江 2019, 堀江ら 2021）。その結果、多種多様な都市施設が博物館的と解釈可能な諸活動を通して地域の持続性向上に貢献していることが明らかとなってきた。そこで、本稿においては、地域の持続可能性への貢献を念頭に、都市施設が博物館的機能を持つことの意義と課題について、第一に生活者教育、第二に地域の記憶継承と愛着形成、第三に施設管理者と市民とのコミュニケーションによる信頼関係構築の三項目に分けて論じる。

2. 生活者教育としての意義

2.1 生活者教育の概念

都市施設が博物館的機能を持つことには、生活者教育としての意義がある。ここで「生活者」とは多様な立場で多様な役割を担う個人である。生活者は地域住民・消費者・生産者・労働者・納税者・投資家・旅行者・ボランティアなどさまざまな顔を見せながら生活し、国の内外を問わずさまざまな地域とかかわりを持っている存在である（朝日・堀江 2108）。

学校教育以外の教育は、一般的に「社会教育」と呼ばれているが、「社会教育」は社会教育法によって「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として

青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう」と定義されている。宮坂によれば「社会教育」という用語は明治10年代末～20年代初めにかけての絶対主義確立期に発生し、明治後期までには教育の領域を家庭教育・学校教育・社会教育の三分野に分ける発想方法が定着したとし、明治中期の教育雑誌における用語例は、①「社会教育」の「社会」を「国家」と同一視し、社会教育は「国家教育」であるとする見解、②学校教育以外の教育機能・教育活動をさす場合、③人間形成に及ぼす、社会の教育的機能、教育的影響をさして「社会教育」という場合、④広く社会生活の経験一般を「社会教育」と呼ぶもの、に整理できるとしている（宮坂1966）^②。

一方、「社会教育」に代わり「生涯教育」、「生涯学習」という用語もある。生涯教育 *life-long education* あるいは生涯学習 *lifelong learning* の理念は1965年にユネスコにおいて提示されて以降、欧米において高等教育機関を中心に成人・高齢者の継続教育の改革として取り組み、日本においては1988年文部省に生涯学習局が設置されて本格化した（佐藤ら2015）。教育基本法は第三条（生涯学習の理念）において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とし、2018年文部科学白書は「第3章生涯学習社会の実現」の冒頭で、「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられます」と記し、年齢にかかわらず生涯を通じての学習を含む概念として捉えている。

つまり、「学校教育」も「社会教育」も「生涯学習」の一部ということであるが、「生涯学習」は生涯を通じて潜在能力を最大限伸ばしていく観点から、大学等における社会人の学び直し等、学習活動を推進する施策展開となっている。そのため、本稿においては、年齢、組織的か否かなどを問わず「生活者」を対象とする幅広い教育全般の概念として「生活者教育」を用いるものである。

2.2 地域の持続可能性向上と生活者教育

持続可能な地域・社会は政治や経済や技術のみで実現できるものではなく、人々の考え方や行動の変容が不可欠である。持続可能性と教育に関しては、ESD（Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育）が進められ、「国連ESDの10年（DESD）」（2005～2014年）を経てSDGs目標4（教育）のターゲット4.7にも記載されるように、持続可能であるために教育が不可欠であることは、ESDはもとよりSDGsを含む多

くの持続性評価においても繰り返し主張されている（堀江ら 2021）。地域の持続性が個々の構成員の意識や行動に左右される以上、一人ひとりの意識や行動に働きかける生活者教育の重要性は明白である。

2.3 生活者教育における都市施設の役割

様々な都市施設がそれぞれの分野で生活者教育を担っている（堀江 2015, 堀江 2018 a, 堀江 2019）。生活者教育の範疇には、環境教育、防災教育、消費者教育、人権教育、主権者教育などがある。いずれも幅広い分野を対象とし、相互に関連しており重複する部分も多い。表 1 に生活者教育の内容と我が国におけるそれぞれの定義及び事例を示した。

表 1 都市施設による生活者教育の例

	定義	事例
環境教育	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習（環境教育等推進法）	大宮南部浄化センターを中核施設とし、下水処理施設・ごみ処理施設・浄水場・庁舎・学校・公民館・事業所等をサテライト施設として形成する「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたま CITY」を構築（さいたま市）
防災教育	究極的には命を守ることを学ぶことであるが、そのためには、災害発生の理屈を知ること、社会と地域の実態を知ること、備え方を学ぶこと、災害発生時の対処の仕方を学ぶこと、そして、それを実践に移すこと（内閣府 HP）	地下調節池と取水施設の見学実施、展示コーナー設置の他、地上部に詳細な解説版（東京都善福寺川取水施設） 防災体験学習「そなエリア東京」を設置（東京臨海広域防災公園） 消防本部に体験学習施設「防災センター」を設置（福知山市消防本部）
消費者教育	消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動（消費者教育推進法）	見学コース・展示室・資料室の設置（札幌市中央卸売市場） 税関広報展示室等の見学を実施（東京税関）
人権教育	人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）	国立ハンセン病資料館が収集資料を展示し、出張講座や資料貸出に対応している他、全国に 13 園ある療養所でも交流施設の運営や資料貸出等を実施（国立ハンセン病療養所）
主権者教育	主権者に求められる力の養成（文部科学省主権者教育の推進に関する検討チーム最終報告）	議会事務局による出前講座、議員による講義や高校生との意見交換（大阪府） 税務署の職員による消費税や軽減税率についての講座とディベート（埼玉県）

環境教育の概念と定義には議論があり（例えば、三谷 2018）、2002 年の国連総会において ESD が提示されて以降、環境教育が自然の保護・保全を中心とした狭義の環境教育概念から ESD の概念に至るより広義の環境教育概念へ拡張されてきたことなど、環境教育と ESD の

関係についても議論されてきた(例えば、今田 2008)。環境省は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育推進法)」による定義を踏まえ、2016年度より「環境教育・学習拠点における「ESD 推進」のための実践拠点支援事業(ESD 実践拠点支援事業)」をスタートさせ、2019年発行の「～SDGs 達成に向けた～持続可能な地域の創り手を育む“学びの場”づくりガイドブック」においては、‘どんな場所でも ESD 実施拠点となる’として、環境学習施設、博物館、水族館などの社会教育施設だけでなく公園、自然エネルギー関連施設、リサイクル関連施設、地域支援センター、企業など地域にある多様な場の活用の可能性を示している。このように、環境関連施設を中心に環境教育の取り組みは進んでおり、近年ではレジ袋有料化を契機にスーパーや商店での環境問題への言及など、環境行動を促す啓発が日常生活の場にも広がっているといえる。

防災教育の目的は、地域に属する一人ひとりの防災意識の向上を図り、地域内の連携を促進することなどにより、地域の防災力(災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ及び災害の復旧を図る力)を強化することにある。そのためには、地域の災害履歴や防災に関する「知識」、皆で協力して災害に立ち向かおうとする「態度」、安全な避難や的確な救命救急などを実践できる「技能」を、普段からバランスよく育成していくことが重要である⁽³⁾。大規模災害が発生する度に「公助」の限界と「自助」、「共助」の必要性が再認識され、防災教育への関心は高まっている。災害には地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、火災、危険物災害、原子力災害などがあり、防災関連のインフラ整備を所管している国土交通省は、防災教育ポータルサイトを運営し防災教育に関する各種情報を提供するとともに、管理者向け(例えば「学校教育を理解するためのスタートブック(河川管理者等向け)」)、学校関係者向け(例えば「教員のための防災教育ブックレット」)に手引きを発行している。既に、河川・ダム・砂防施設・調整池・消防署をはじめ防災にかかわる施設で展示や解説のための施設を併設し防災教育の役割を担っている事例も多い。また、後述するような過去の災害からの教訓を伝えることも、防災教育として重要である。

消費者教育について、消費者庁は‘自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動し、消費者の権利を実現するように努め、自ら進んで、消費生活に関して必要な知識を修得し、必要な情報を収集するなど、自主的かつ合理的に行動するように努める消費者—すなわち「自立した消費者」の育成を目指すことが、消費者教育の理念’として、幼児期から高齢者までの全てのライフステージにおいて、消費者市民社会の構築(消費がもつ影響力の理解、持続可能な消費の実践、消費者の参画・協働)、商品等の安全(商品安全の理解と危険を回避する能力、トラブル対応能力)、生活の管理と契約(選択し契約することへの理解と考える態度、生活を設計・管理する能力)、情報とメディア(情報の収集・処理・発信能力、情報社会のルールや情報モラルの理解、消費生活情報に対する批判的思考力)といった重点領域を対応させた体系を示している⁽⁴⁾。消費者教育の対象は幅広く捉えることができ、各地の市場にある

見学コースや展示コーナー、国際空港にある税関の展示室、証券取引所の見学施設なども消費者教育の場といえる。また、工場見学等を実施している企業においては単なる自社製品のPRにとどまらず、生産プロセス、安全な使い方、持続可能な生産のための環境や消費のあり方なども伝えており、工場や事業所といった施設が消費者教育に取り組んでいる例と見なすことができる。

人権教育については、我が国ではかつての同和教育から拡張されてきた側面があるが、現在では人権教育のテーマとなる人権課題として女性（性差別等を含む）、子ども（いじめ、虐待等を含む）、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他（性的指向などを含む）があげられている⁽⁵⁾。ハンセン病に関しては、国立療養所多摩全正園内の歴史的建造物を地域に残す「人権の森構想」が展開されており、一角にある国立ハンセン病資料館（東京都東村山市）では収集資料を展示し出張講座や資料貸出に対応しているほか、全国に13園ある国立ハンセン病療養所でも見学受け入れ、交流施設の運営や資料貸出等を実施し、人権教育の拠点となっている。その他、各地に人権センター、資料館、研究所などの人権関連施設がある。ただ、ハンセン病関連施設が郊外の交通の便がいいとは言えない場所に立地していることをはじめ、人権問題を扱う施設に日常的に接する機会は少ない現状にある。

主権者教育の目的は、‘単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること’であり。また、‘主権者教育は、主権者として求められる能力を育むだけでなく、地域への愛着や誇りを持ち、ふるさとに根付く子供たちを育てるなど、地域の振興・創生の観点からも重要’で、‘社会全体で主権者教育の推進を図るためには、学校だけではなく、基本的な生活習慣・生活能力を身に付け、実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場として、家庭や地域も主権者教育の担い手としての役割を果たす必要がある’⁽⁶⁾。文部科学省が設置した主権者教育推進会議は、身近な地域課題などを知り地域構成員の一人としての意識を育み、課題解決に主体的に向き合うために、学校、家庭、地域、企業などの多様な主体の連携・協働による取組が重要であるとして、公民館等の社会教育施設における主権者教育に資する取組の実践事例を収集することを提言している⁽⁷⁾。既に18歳への選挙権引き下げに伴い、議会や選挙管理委員会による模擬投票等の取り組みもあるが、‘地域の課題解決に主体的に向き合う’ためには、今後より多くの施設を含めた取り組みの広がりが必要だろう。

このように、生活者教育として地域の様々な都市施設が役割を果たすべきであることはそれぞれの教育概念の中に読み取ることができ、既に生活者教育として位置づけることができる多くの取り組み事例もある。それぞれの教育を所管する省庁や部局による整理には差異があるよ

うだが、目指す姿と地域全体で取り組むべきであることは共通しており、生活者教育としての都市施設の役割は大きい。

なお、生活者教育に際しては、誰一人として取り残さないためにユニバーサルデザインが欠かせない。SDGsにおいて「持続可能な世界」の実現は「誰一人として取り残さない」ことと一体として考えられている。身体状況、使用言語、経済状態、教育レベル等々にかかわらず、生活者として誰もが都市施設と無縁ではいられない。例えば、ごみ処理に関しては誰もがごみの減量や適切な分別とごみ出しを行うことがごみ処理システム維持の上で不可欠であるなど、すべての市民が環境関連施設について知り、適切な環境行動をとるようにする必要がある。しかし、現状では見学など一般開放している施設でも車いす対応は半数近くでなされているものの、多言語対応や視覚・聴覚障害者対応についてはごく一部にとどまっている(堀江2019)。

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」⁽⁸⁾は、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組(「心のバリアフリー」分野)と、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組(街づくり分野)について検討しており、ソフトとハード両面での都市施設のユニバーサルデザイン化の進展を期待したい。特に、人権教育に関係する「心のバリアフリー」に関しては、'あらゆる年齢層において継続して取り組まなければならない課題であるとともに、学校で、職場で、病院などの公共施設で、家庭で、買い物や食事の場で、スポーツ施設や文化施設など地域のあらゆる場において、また、日々の人々の移動においても、切れ目なく実現されなければならない'としている。ただし、具体的にあげられているのは学校教育と企業等による取組みが中心で、地域における取組みとしては災害時における避難行動要支援者に配慮した非難支援のあり方について以外は抽象的な記述に留まっている。都市施設に関連した言及としても'駅、空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設について、火災や地震が発生した場合に、これらの施設を利用する障害のある人のニーズ等に配慮して、施設関係者がデジタルサイネージ等の多様な手段を活用した情報伝達や避難誘導を行うときの留意事項等について検討し、その内容等の周知を図る'という消防庁関連施策が示されている程度である。「心のバリアフリー」は「地域のあらゆる場所」での切れ目ない実現が必要であり、そのためには都市施設を含む「地域のあらゆる場所」が「心のバリアフリー」の方向性を明確に持つべきであろう。

3. 地域の記憶継承の意義

3.1 地域の記憶継承と持続可能性

地域には共有される、あるいは共有されるべき多種多様な記憶がある。遺跡やモニュメントなどのように有形で記憶をとどめるものもあるが、時代の流れとともに忘れられていくような暮らしや出来事などにかかわる無形の記憶もある。記憶の共有、あるいは共有されるべき記憶

については、災害等悲惨な経験に対するレジリエンスや、コミュニティのアイデンティティ、地域への誇りや愛着などさまざまな観点から研究が報告されてきた。アルヴァックスは「記憶」を個人の頭の中で生じる個人的現象ではなく、集団の中で生じる集合的現象として捉えて「集合的記憶」と名付け、この「集合的記憶」が時間と空間の枠組みに従って組織されていることに注目した（アルヴァックス 1989）。あらゆる集団は空間に活動の痕跡を残しており、都市・地域は過去の人々の活動が残した痕跡の集積に他ならず、我々は、過去の痕跡が刻まれた時間と空間の枠組みの中を歩くことによって過去を集合的に再構成しているのである（浜 2010）。ノラはアルヴァックスを受け継ぎ、「集合的記憶」が根付いている重要な場を「記憶の場」と呼んでいる（ノラ 2002）。歴史と記憶がせめぎ合いながら再構成、あるいは再記憶化されていくことに関しても多くの議論があるが（例えば、吉田 2011, 寺前 2016, 須永 2020）、集合的記憶、あるいは社会的記憶がコミュニティのアイデンティティの結束に不可欠である一方、情報としては不安定であることについては共通の認識としてあるものと考えられる。記憶・記録の保存は、公的機関が関与するものと、公的機関が関与しないものに大別され、そこには歴史認識の違いが反映されることになる（寺前 2016）。事実として正確であるかどうかでなく人々がどう選択し、伝え、同意するかが問題となることが多く（Tallentire 2001）、特定の記憶が「支配的な物語」になると、その記憶の場を取りまく景観自体もその物語に沿うように変化し再生産されていくことも指摘されている（須永 2020）。

このように継承すべき記憶のあり方については様々な問題があることを踏まえつつ、ここでは継承すべき記憶の可否を追求するのではなく、都市施設が地域の記憶を継承すること自体の意義と課題について考えたい。地域の現在は過去の蓄積の上であり、未来はその延長上にある。地域の記憶の継承は持続可能性の観点から第一に、地域の先人の知恵と工夫を引き継ぐために、第二に、地域の歴史から教訓を学ぶために、そして第三に、地域に愛着を持つために重要であるとする。これらは相互に関連するとともに前述の生活者教育とも関係している。以下、それぞれについて検討する。

3.2 先人の知恵と工夫を引き継ぐ

地域の先人の知恵や工夫を引き継ぐことについては、地域の文化や伝統、気候風土に適した暮らし方や生活の知恵、コミュニティでの付き合い方などがある。有形のものも無形のものもあり、季節の暦、催しや祭りなどとしても継承される。農事暦としての雪形、観天望気⁽⁹⁾、地域固有のタブーなどもあるだろう。気候風土に適した暮らし方については、例えば暑い京都の夏を少しでも涼しく過ごすための簀戸や簾むしろ、川床等の夏の設えがあり、このような暑さをしのぐ伝統的な工夫は、気候変動による夏季の気温上昇が進む中で実践的な対策にもなる。床机を出し蚊取り線香を焚いての夕涼みは夏の風物詩で、近所づきあいの場にもなっていた⁽¹⁰⁾。日常的な近所づきあいの方法やマナーなど地域コミュニティの維持にかかわる知恵は、

地域の共助やレジリエンスの面でも引き継がれるべきではないだろうか。京都市中心部を流れる高瀬川に開口部を上にして埋められている土管は、水深が浅くても消防用の水を汲めるようにする工夫であり⁽¹¹⁾、定期的な管理とともに地域で継承されるべき知恵である。また、犬矢来⁽¹²⁾はその目的については諸説あるが、地域独特の工夫と言え、それを引き継いでいる街並みは個性ある景観となっている。

このような地域特性に沿った先人の知恵や工夫は、その地域でこそ有効である。しかしながら長年地域で暮らしてきた住民が高齢化し、子世代の転出、新住民の増加により住民が入れ替わっていくなかで継承されることなく忘れられていってしまう知恵や工夫が少なくないと考えられる。地域の先人の知恵や工夫の今日的意味を再評価しつつ、継承を図ることが求められる。

3.3 地域の歴史から教訓を学ぶ

前述の防災教育や人権教育などとも関係するが、戦争、公害、差別、災害などにかかわる出来事など地域の歴史から学ぶべき教訓は様々にある。

災害については、特に東日本大震災以降、津波伝承を中心として災害伝承が避難行動等にも影響したかなどの検証が多くなされ、日常の生活文化など何らかの形で災害伝承が人々の防災行動に影響があることが示されている（例えば、佐藤ら 2017、門倉ら 2020）。東日本大震災による犠牲者の慰霊、被害と教訓を伝える震災伝承施設も、震災遺構、津波石碑、震災伝承看板、メモリアル等々さまざまな名称で各地に設置されている⁽¹³⁾。一方で世代間の伝承の限界も指摘されており、教訓となる記憶を伝えるための有効な手段が求められている。門倉らは、水害発生から50年以上経過した被災地の記憶と備えに関する悉皆調査の結果から、水害の記憶を伝承するまつりの効果と、学校教育が災害の記憶の忘却を抑制できることを示し、水害伝承というまつりの狙いを認識する必要がある、過去の水害の痕跡に対する認知など空間認識に課題があると指摘している（門倉ら 2020）。かつての洪水常襲地域などで実体験により習得されていた災害知識が、治水施設の整備による洪水発生頻度低下によって経験学習的に危険を認識する機会も減り、想定を上回る洪水が発生した場合に適切な避難行動が取れず人的被害につながることも以前から指摘されてきた（片田ら 2000）。近年、治水対策は進んできたものの、豪雨災害が頻発するなかで避難の遅れなどにより多くの犠牲者が出てしまっている。治水施設をはじめ防災施設整備によって災害の記憶と教訓が覆い隠されてしまっは困ることになる。防災のためのインフラ整備にあたっては施設の限界とあわせて災害の記憶と教訓を適切に伝える工夫が必要ということである。

「稲むらの火」⁽¹⁴⁾で知られる和歌山県広川町は1854年の安政南海地震津波の際に濱口梧陵によって築かれた史跡広村堤防、稲むらの火の館（濱口梧陵記念館：津波防災教育センター）を拠点に教訓を伝えるとともに、毎年、松明を手に当時の避難場所（高台の神社）まで歩く防

災訓練ともなる「稲むらの火まつり」を開催し記憶を確認する機会をつくっている。また、堤防や街角には津波発生に備え避難方向を示す表示が付けられ、地理に疎い来訪者にとっても避難行動を促す工夫がなされている。「稲むらの火」の物語とともに、このような工夫によって170年近くを経た現在でも、津波の記憶と防災の教訓が伝えられていることは大いに評価したい。

戦争については、国内外の戦争に関連した記憶の表象、戦争資料館や慰霊碑や記念碑等について多くの報告がある（例えば、赤澤 2003, 市川 2005, 寺本 2009）。関沢は戦争体験の記憶を「死者の記憶」と「事件の記憶」に大別し、前者の場合は「個人化される」記憶として戦闘員個人々人に対して追悼、慰霊の儀礼が行われ、後者の場合は「社会化される」記憶であり、一つは非戦闘員の大量死である悲惨な虐殺、もう一つは戦闘員の激戦と勝利または敗北、があり、悲惨な虐殺の場合にはその悲惨は戦争という「愚行」へと読み替えられ反省と懺悔が意識化されるとしている。そして、その個人化される記憶の場合には時間の経過とともに体験世代や関係者世代がいなくなれば、記憶の風化と喪失へと向かい、一方、社会化される事件の記憶の場合には世代交代を経ても記憶はさまざまな作用力が介在しながらも維持継承されるとしている（関沢 2008）。

碑文無しにその意味を他者が共有することの困難性について、君島は原爆災禍の記憶を伝える広島・長崎の公園に建立された観音像の分析を通して、公園に建立された観音像が墓標としての役割を果たす一方、文字が書かれた記念碑とは異なり観音像の持つ意味は変化しやすいことを指摘している（君島 2015）。戦争記念碑についても様々な見方があり、時間経過によって変化したり忘れられたりすることも指摘されている（Tallentire 2001）。慰霊とともに戦争という愚行を繰り返さない教訓として記憶を伝えることが当初の設置の目的であっても、戦時における自己犠牲の美化など別の解釈や逆の作用をもたらす懸念も否定できないということかもしれない。その意味で事実の表記と共に設置者の意図の明文化は重要であると考えられる。

ただ近年、慰霊碑では倒壊の危険や管理者の不在による撤去、戦争資料館では入館者減少等による閉鎖が相次ぎ、軍服や軍帽などの戦争遺品がネットオークションに出回り、戦闘ゲームで使う動きもあるという⁽¹⁵⁾。戦争体験者が少なくなるなか、どのように事実を知り伝えるのかはまさに岐路にあるといえる。

過去の過ちを繰り返さないために日常生活の中で負の歴史の記憶に接する機会をつくる取り組みとしては、ホロコーストの犠牲者一人ひとりの記憶を埋め込んだ **Stolpersteine**（つまずきの石）がある⁽¹⁶⁾。欧州を旅すると、駅舎の出入り口の壁など人目につく場所に戦時中のナチズムによる犠牲者や強制連行等について記したプレートがはめ込まれているのにしばしば出くわす。また、パリ中心部の小公園 **Square Louvois** には、ナチスに協力したヴィシー政権によってその地区からアウシュヴィッツに送られた1歳から6歳の10名の子供の名が記された碑が設置されている。そこには「決して忘れない」と記されている。戦争被害者が何万人とい

うような数字としてではなく、そこに一人ひとりの生と未来があったことも伝えようとしていると感じる。このような姿勢が個人レベルでの教訓の継承を可能にするのではないだろうか。国レベルでの大きな歴史にはその解釈に議論があり、どのように表記するか合意形成も容易ではなく、その解釈を受け入れにくい人にとってはかえって拒絶の対象となりかねない。それに対して、個人レベルでの歴史には、もちろん解釈はあり得るものの、その時代を生きた一個人の記録と記憶として受け取ることで、そこからの教訓を感じる事が可能になるのではないかと考える。

公害については、環境教育としても人権教育としても継承されるべき多くの記憶がある。四大公害の現場となった水俣市(水俣病)、新潟市(新潟水俣病)、富山市(イタイイタイ病)、四日市市(四日市公害)にはそれぞれ資料館等の施設が設置され、学校団体の来訪も多く次世代への教訓の継承の場となっている。水俣病の場合、有機水銀で汚染された海を埋め立てた公園であるエコパーク水俣とその一角にある水俣市立水俣病資料館(1993年開館)、熊本県環境センター、国立水俣病総合研究センター、水俣メモリアル等、行政によって設置された施設があり、また、行政とは異なる立場から患者相談、水俣病歴史考証館運営やまち歩きをはじめ水俣病を伝える各種活動の拠点ともなっている水俣病センター相思社(1974年設立)もある。百間排水口など水俣病事件の現場には日英併記の解説板が設置されているところもあるが、激甚な健康被害だけでなく深刻な差別や分断の記憶も未だに終わった過去にはなっていないなかでの困難さがあると思われる。

全国からのカンパを得た水俣病センター相思社の設立が1974年であり様々な訴訟や活動の拠点として機能してきた記憶を含めて生々しく伝えつつ水俣の今を発信し続けているのに対し、行政による公害資料館は判決や和解等を経て各方面の合意を得て設立されており、そのことが施設設置までに長期間を要し、また展示等の内容にも影響しているのではないかと考えられる⁽¹⁷⁾。また、「公害」という言葉が「環境」に置き換えられてきた経緯もあり、「公害」自体の風化が懸念されている⁽¹⁸⁾。公害病は被害の発生から訴訟が決着するまで非情な長期間を要してきており、勝訴や和解によって補償や対策に着手されるが、勝訴を待たずとも環境回復や地域再生など通常のまちづくり分野で担うべきという指摘もある(窪田2019)。福島第一原発事故被害と水俣病被害との構造的共通点の指摘もあり(例えば、長谷部2016)、公害問題の記憶からの教訓が生かされるべき場面は今も多いのである。

差別については、前述したような様々な人権課題に関係している。平時において存在するだけでなく、戦争や災害や疫病や事件なども引き金になる。差別はステレオタイプや偏見を根拠に接近・回避などの行動として現れたもの⁽¹⁹⁾であり「偏見と差別の存在に気づかない、あるいはあえて気づかないふりをするかのような傾向が、日本社会にあることの問題性」も指摘されている(北村・唐沢2018)。岡部らは差別を巡る他者の記憶を、人が他者と共に生きていくための「共生知」として継承していく可能性を探り、差別の複雑さを前提に「ただ厄災の出来

事と無媒介に直に向き合うだけでは叶わず、また、学校教育の中で教科の知として伝達されるだけでも叶わず、その厄災を経験した人とともに、その経験者と共に生きた人（の言葉）をこそ必要とするのではないかとし、そうだとすれば「厄災の経験者やその経験者と共に生きた人々の寿命と共に継承の命脈が尽きないようにするためには、どうすればよいのか」と問うている（岡部ら 2019）。資料館がその拠点としての役割を期待されていることは確かだが、教訓が伝わるようわかりやすく展示しようとする、そこでは差別と被害の諸相が強調され単純化されてしまう懸念もある。差別問題からの教訓は単純ではなく、自身に内在する加害性と向き合うことも求められる。同じ過ちを繰り返さないために、一人ひとりが「一つにはいろんな情報が錯綜した時、振り回されない知識をしっかりと持つこと、二つには差別は自分の中にあるのではないかとの思いを持ち、自分自身を見つめる訓練を日々すること、三つめは勉強・研究するだけではなく、相手の痛みにどれだけ近づけるか、想像力を鍛えていくこと」も指摘されている（岡部ら 2019）。そのきっかけとして、ハンセン病療養所におけるアートプロジェクトによる伝承の取り組み（宮本 2015）など、アートを媒介として地域の記憶に光を当て、気づきの喚起を促すことの可能性は小さくないであろう。そのようなきっかけとなる場が、期間限定のイベントとしてだけでなく日常の地域にもあってほしいと考える。

ここまで、地域の歴史からの教訓から学ぶことについて、災害、戦争、公害、差別を取り上げて論じてきたが、いずれの場合も時間経過によって経験者や経験者から直接聞いてきた世代がいなくなってしまうからの継承は大きな課題である。資料館や博物館、記念碑、アーカイブ、慰霊祭や催事、芸能、文学や音楽、絵画や彫刻など芸術作品など、有形無形さまざまな記憶装置があり得るわけだが、教訓を決して忘れないためには、「記憶のセーフティーネット」ともいべきシステムが必要ではないだろうか。都市施設をはじめとして地域にある諸要素の中にランダムにでも記憶を編み込んで、幾重にも張り巡らすことである。一般の人々はわざわざ資料館へ足を運ばなければ知る機会はない。もちろん、じっくりと学ぶためには博物館や図書館で確かな資料にあたる必要があるが、そのような意思や時間がある人ばかりではない。意思や時間がなければそのような記憶に接することがない人にとっても、日常の場で接することができる記憶が地域に編み込まれているべきなのである。誰もが意図の有無にかかわらず何かしらの地域の記憶に引っかかり、そこから気づき、考え、一人ひとりがそれぞれにとっての教訓を得られるようなセーフティーネットである。それは、SDGs でいうところの「誰一人として取り残さない」仕組みになる。その記憶のセーフティーネットにおいては、一人ひとりの記憶を大切にしたい。地域の記憶は一人ひとりの記憶の集合体である。教訓を自分事として感じることができるようになるためには、大きな歴史の出来事としてではなく一人ひとりの記憶に触れることが欠かせない。その際には、碑や説明板などアナログな記憶装置とともに、デジタルツールなど新たな記憶装置が活用できる可能性もあるかもしれない。

3.4 地域への愛着を形成する

地域愛着 **place attachment** (あるいは場所愛着) については、さまざまな研究分野で定義され取り組まれてきた(對間 2019)が、一般的には、人々と特定の地域や場所との間に形成される感情的なつながりであり、肯定的に捉えられているといえるだろう。地域に対する愛着は **QOL (Quality of Life)** 評価との間に有意な相関関係があり、愛着を向上させることが住民の協力活動を促すだけでなく **well-being** も高める可能性があること(引地ら 2009)、定住継続や地域活動参加等の意識を高めること(例えば、石盛 2004、鈴木ら 2008 a、渡辺 2017)、愛着が地域の底力の創出、課題意識の共有と解決を促すこと(大森ら 2014)など、地域愛着が地域の持続性向上に有効であることの示唆は多い。都市施設と地域への愛着や地域参加との関係に関しては、鈴木(崇之)らが都市施設として広場、図書館、商店街、小学校を取り上げて各施設への愛着と地域愛着の関係を明らかにし(鈴木ら 2011)、鈴木(春菜)らは利用店舗への愛着と地域愛着の関係(鈴木ら 2007)、移動途上における地域風土との接触量と地域愛着の関係(鈴木ら 2008 b)を明らかにしている。地域への愛着と誇りの醸成を図る取り組みは景観保全や伝統文化継承を含み既に各地で行われており、地域の歴史を学ぶことが愛着や誇りにつながることも指摘されている⁽²⁰⁾。これらの研究からは地域愛着が地域における積極的・協力的関与を促すこと、愛着の醸成には地域を構成する諸要素が影響していることが明らかにされている。

Scannell らは **place attachment** に関する文献レビューをもとに場所愛着の概念を構成する3分割モデルを提案している。この枠組みは、場所の愛着が、**Person** (人)、**Process** (心理的プロセス)、および **Place** (場所自体) の3つの次元からなり、このうち **Place** については、社会的側面と物理的側面の双方が全体的な愛着に影響を及ぼすとしている(Scannell ら 2010)。また、個人が意味を感じる場所の種類は人工的環境から自然環境まで幅広い物理的環境であるが、物理的特徴に直接愛着するのではなく、その特徴が表す意味に愛着するようになることも指摘されている(Stedman 2003)。つまり、場所への愛着には、意味の表象が必要ということであろう。都市施設などを含む場所の諸要素への接触が頻繁であれば何らかの愛着を感じるようになるのは自然なことではあるが、その場所の意味、つまり記憶を知り価値を認識することによってより強い愛着となり、自分にとって大切な場所として尊重する意識と行動を促すのではないかと考えられる。

愛着の場は、文化財指定や希少動植物の生息地などとして価値を認められ保存されているものから、特別な価値があるとは思われないようなものまで様々だろう。価値があるとは思われないような場合でも、何かの出来事や誰かにゆかりのある場所であったかもしれないし、その建物や構造物ができた背景や維持されてきた経緯、建設や管理の苦労などドラマがあったかもしれない。そのような記憶は地域への愛着につながるであろう。京都市下京区下木屋町界隈で地域を牽引してきた高齢住民へのインタビューからは、地域での生き生きとした暮らしや

出来事の記憶が、地域愛着と、環境やコミュニティや四季折々の行催事を大切にするライフスタイルにつながっていることがわかる。一方で、高瀬川と並行して路面電車が走っていたことや埋め立ての危機を住民の反対で乗り越えてきたこと、川の水を消火に使ったことといった地域の記憶が次世代や新住民には十分に継承されておらず、今後の地域の環境保全や参加に懸念があることも指摘されている（堀江 2017）。古い京町家が次々と壊され駐車場やホテルやマンションに代わってしまっているように、愛着の場は価値が認識されないまま、あるいは価値が認識されても維持するための諸問題に対応できないでいるうちに壊され、いつのまにか街並みや雰囲気など長年培われてきた地域全体の価値も損なわれてしまいかねないのである。失われる前に、愛着の場となる記憶を拾い、あるいは掘り出して記録し伝える必要があると考える。

4. 市民と施設管理者のコミュニケーションによる信頼関係構築

4.1 地域の持続可能性と信頼関係

信頼関係とは一般にはお互いに信じて頼りにできる関係であるが、ここで問題としているのは、市民と施設管理者との間の信頼関係である。行政に対する市民の信頼の問題、施設整備等への合意形成や市民参加における信頼の重要性に関連しては多くの報告がなされてきた（例えば、室田 2003, 野田 2008, 山野 2018, 柳 2020）。とりわけ国レベルでの数々の不祥事と不適切な対応によって政治はもとより行政への不信を払拭することには困難があるとはいえ、地域の持続可能性を地方自治レベルで考えるならば、身近な都市施設の現場での信頼を地道に積み上げていくことが地方行政や地域事業者を含む地域全体の信頼につながるはずである。

都市施設は地域の諸活動を支えている。それは、例えば常に安全な水やエネルギーを供給し、円滑な移動を可能にし、廃棄物を適切に処理し、必要な教育・医療・福祉を受けさせ、災害に際しては生命と財産を守るよう備え、誰もが安心して暮らせる地域を可能にする施設なのである。我々はそれぞれの施設が正しく機能していると思うからこそ安心していられるが、疑念があっては安心していられない。水道水が安全でなかったり、発電所の爆発を心配しなければならなかったり、崩落の危険がある橋が放置されたままのような地域には住み続けていられないのである。

ごみ処理施設は一般にいわゆる NINBY (Not In My Back Yard) といわれる迷惑施設とされている。近年では技術開発が進み、ごみ焼却等による排気や臭気はほとんど問題にならないレベルだが、ごみ収集車の出入りによる交通量増や臭気・騒音等から、その立地は常に問題となる。住民の抵抗感は必ずしも金銭的補償では解決されず、行政から住民への情報提供や両者のコミュニケーションが重要であることが指摘されている（例えば、笹尾 2013）。鈴木（薫）らは実際に建設に至った一般廃棄物処分場で行われた施策を調査し、住民の安心を得ることを目的により堅牢な安全管理システムが選択される傾向にあること、住民とのコミュニケーショ

ンとして計画から整備までのプロセスで様々な情報公開が行われたこと、道路等インフラやコミュニティ施設整備をはじめ地域還元策が講じられたことなどにより、長期的な地域づくりを考える契機となったことを報告している(鈴木ら2018)。杉並清掃工場内にある東京ごみ戦争歴史みらい館が、ボランティアの参加も得ながら施設の成立過程を展示し、地域住民との信頼関係維持の役割を担っていることも大いに評価できる。市民が環境調査や施設運営に何らかの形で参加することも情報公開を含め透明性の確保に基づいた信頼関係構築につながるであろう。このように、ごみ処理施設がなければ地域は維持できない以上、マイナス要因を極力軽減する努力と同時に、その努力と姿勢を伝えつつ持続性のある地域づくりを考えていくことも重要である。また、都市機能を維持する基盤的な施設でありながら目にすることが少ないが故にその役割に気が付きにくい施設への理解、工事期間中の騒音や大型車両の出入りなどへの理解を得たい場合もあるだろう。近年さまざまな事業において説明責任や利害調整、クレーム対応等々を求められる場面が増えていることを考えると、予防措置としても有効と考える。

身近な施設を住民や事業者の参加によって維持・美化など管理する仕組みとしてはアドプト制度⁽²¹⁾がある。さらに、老朽化・劣化が進んでいるにもかかわらず予算や体制の不足によって施設・設備のチェックや更新が追いつかない状況にあるなかで、市民の目でチェック・通報してもらうシステムも導入されてきている。例えば、千葉市には2014年から市民が日常生活において発見した道路や街路灯をはじめインフラの異常などをスマートフォンのアプリで市に報告する「ちばレポ(ちば市民協働レポート)」⁽²²⁾があり、市民と行政で情報を共有し、困りごとを一緒に解決しようとしている。品川区でも2014年に公園安全点検ボランティア「あるある点検隊」⁽²³⁾が発足し、遊具の腐食やねじの緩みなど担当課に報告している。このような地域の施設を市民参加で維持していく取り組みは通信情報技術の開発によって更に進んでいける可能性がある。一方で、道普請⁽²⁴⁾のような昔ながらの取り組みもある。いずれの場合も市民と行政の協働であり、円滑に機能するには共に課題を解決し地域を良い状態で持続させていこうとする方向性を共有した信頼関係がベースとなる。

4.2 市民と施設管理者とのコミュニケーション

信頼とコミュニケーションが切り離せないことは医療・介護・教育を含む多分野で報告され、信頼関係構築のためのコミュニケーションのあり方もさまざまに検討されてきた(例えば、増田ら2007, 戸津2014, 富田2018)。特に、市民と施設管理者とのリスク・コミュニケーションについては、1999年の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により化学物質排出量の届け出が制度化され(「PRTR(Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出制度)」)、事業者が正確な情報を公開し、市民と継続的なコミュニケーションを行っていくことが重要となっている⁽²⁵⁾。

川崎市の事業者向けガイド⁽²⁶⁾は、リスク・コミュニケーションによるメリットとして、社

会的責任を果たすことができること、市民の意見を聴くことで事業者だけでは気付かない問題がわかること、市民との信頼関係を築けることで仮に問題が起きても互いに協力できること、従業員のリスク管理意識が向上すること、事業者のイメージが向上すること、をあげている。また、市民との信頼関係を築いていくためには日常的にコミュニケーションを続けていくことが大切であるとし、コミュニケーションの例として、市民が参加しやすいイベントの開催、環境報告書や広報誌等の発行、環境モニターの活用、出前講座など社員の派遣などをあげる一方、普段苦情に対応してこなかったために事業所増設の説明会で市民の不満が爆発した、事業者都合の悪いことばかり発言して市民が怒ってしまった、専門用語を多用し社内で話すような表現で説明した、などの反省事例も例示している。やみくもに情報提供すればいいというものではなく、伝え方を間違えとかえって不信と対立を招き、逆効果ともなるのである⁽²⁷⁾。

吉川はリスク・コミュニケーションと信頼の関係について、リスクの受け手（市民）は信頼できる情報源や情報内容を吟味しながらリスク情報を受け取り、またその受け手のニーズが送り手の行動に反映されるような参加的な過程を通して信頼が形成されていくとしたうえで、信頼を媒介として相互関係を深めることができるような社会的風土の醸成が、リスク・コミュニケーションにおいて主要な目標のひとつであるとしている（吉川 1997）。ここでいう社会的風土の醸成が、信頼できる持続可能な地域づくりであり、コミュニケーションの重要なアウトカムと考えられる。都市施設が持続化可能な地域づくりを念頭に、市民と信頼関係を構築、維持できるよう、さまざまなコミュニケーションの機会と場を捉えていくべきであろう。

5. おわりに

高齢化、人口減少、インフラ老朽化はじめ様々な課題に加え、昨今の災害の頻発、感染症の流行など、予想していなかった、あるいは予想を上回るような状況にも、地域はその都度対応していかなければならない。困難に際しても諦めず、担い手としての意識と知恵と愛着と信頼をもって課題に対峙し、地域を持続させる方向性を共有できる人材を育てていける地域であるために、様々な都市施設が様々なレベルでの生活者教育と継承と信頼の拠点として機能するように位置づけていくことは、地域の持続性向上のための基盤整備であると考えられる。

そのために本稿では、地域の持続性向上に貢献するために地域を構成する物的要素である都市施設が博物館的機能を持つことの意義について、生活者教育、地域の記憶継承、市民と施設管理者との信頼関係構築に分けて検討し、諸課題を示した。生活者教育については環境教育、防災教育、消費者教育、人権教育、主権者教育の場として都市施設が役割を果たすべきであることがそれぞれの教育概念の中に読み取ることができ、事例も多いが、これらの教育機会の提供においても「誰一人として取り残さない」ためにユニバーサルデザインを基本として充実を図るべきである。地域の記憶の継承は、地域に根ざした先人の知恵と工夫を引き継ぐために、

災害、戦争、公害、差別など地域の歴史から教訓を学ぶために、地域に愛着を持ち参加行動を促すために重要である。しかし、時間経過によって経験者や経験者から直接聞いてきた世代がいなくなってしまうからの継承が大きな課題であり、都市施設をはじめ地域の諸要素に記憶を編み込んだ「記憶のセーフティネット」が必要であり、大きな歴史の出来事としてではなく一人ひとりの記憶に触れることが求められる。また、市民と施設管理者との信頼関係構築には日常的な現場での双方向のコミュニケーションが重要であり、その積み重ねが信頼できる持続可能な地域づくりにつながると考える。

最後に、課題を踏まえ、今後都市施設における博物館的機能を充実させていくために、地域全体を俯瞰的に捉えることについて言及したい。現状では既に都市施設において様々に取り組みされている博物館的な諸活動が、所謂縦割りのままバラバラに、また時として競合的に行われている。取り組みの有無・件数と連携の有無・件数との間には有意な関係があることがわかっており(堀江 2018, 堀江 2019)、ヨコのつながりが重要である。地域全体を俯瞰し、博物館的な取り組みについて施設横断的に位置付けていくことが求められる⁽²⁸⁾。この意味で地域博物館の役割はもとより、エコミュージアム、フィールドミュージアム⁽²⁹⁾などエリア全体を博物館として捉えるような取り組み、あるいは、地域回遊型の芸術祭等が地域全体を俯瞰する契機となり連携が進むことにも期待したい。

〔注〕

- (1) 持続可能性の概念には議論がある(萩原 2013)が、国連開発計画 UNDP による持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals) をはじめ様々な枠組みが提示され(堀江ら 2021)、国内においても SDGs を冠した多くの取り組みがある。
- (2) ただし、「社会教育」という用語が教育行政上使われ始めたのは大正 10 年(1921 年)で、それまで官庁用語としては主に風俗改良を意味する「通俗教育」が用いられたという(宮坂 1966)。
- (3) 防災担当(内閣府)防災教育チャレンジプラン実行委員会 2015「地域における防災教育の実践に関する手引き」http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/h27bousaikyoiku_guidline_jp.pdf (2021 年 3 月 9 日閲覧)
- (4) 消費者教育ポータルサイト <https://www.kportal.caa.go.jp/index.php> (2021 年 3 月 9 日閲覧)
- (5) 人権教育・啓発に関する基本計画(平成 14 年 3 月閣議決定、平成 23 年 4 月変更) <http://www.moj.go.jp/content/000073061.pdf> (2021 年 3 月 9 日閲覧)
- (6) 「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ～主権者として求められる力を育むために～ https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1372381.htm (2021 年 3 月 9 日閲覧)
- (7) 主権者教育推進会議 2020「今後の主権者教育の推進に向けて(中間報告)」 https://www.mext.go.jp/content/20201030-mxt_kyoiku02-000010790_1.pdf (2021 年 3 月 9 日閲覧)
- (8) 首相官邸 HP「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkaigi/pdf/2020_keikaku.pdf (2021 年 3 月 9 日閲覧)
- (9) 空模様や生物の行動から天気を経験的に予測するもので「天気のことわざ」ともいわれる。全国共通のものもあれば地方特有のものもある。海上保安庁高松海上保安部は讃岐地方の観天望気として「竜王山に雲がかかると雨(琴平地方)」等を的中率と共に紹介している https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/takamatsu/d_safety_navigation/d_16_kotowaza/d_16.html (2021 年 4 月 14 日 閱

覧）

- (10) 「高瀬川ききみる新聞 18号」(2020年11月発行) 花柳喜久苗氏インタビュー記事より
- (11) 「高瀬川ききみる新聞 6号」(2016年12月発行) 村田卓三氏インタビュー記事より
- (12) 町家下部をなどに湾曲した割竹を並べて覆ったもの。目的には、犬の粗相の防止、武士の争い事で家に傷が付くのを防ぐため、雨宿りを遠慮してもらうため、その他諸説ある。例えば、祇園商店街振興組合 <https://www.gion.or.jp/tenkei/%e7%8a%ac%e7%9f%a2%e6%9d%a5> (2021年3月9日閲覧)
- (13) 東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設で、事実や記憶、経験や教訓を伝えることで教訓・伝承の道「3.11 伝承ロード」を構成する。登録制度は震災伝承をより効果的・効率的に行うためにネットワーク化に向けた連携を図り、交流促進や地域創生とあわせて、地域の防災力強化に資することを目的として設立された震災伝承ネットワーク協議会（事務局：国土交通省東北地方整備局企画部）が運営している。
- (14) 小泉八雲が「A Living God」として物語化し、中井常蔵により翻訳され、その後教科書にも掲載されて広く知られることとなった。国外においても津波防災に活用され、この逸話に由来する11月5日が「世界津波の日」に制定されている。
- (15) NHK クローズアップ現代プラス (2020年7月30日)「資料館が…慰霊碑が…」歴史”が消えていく”で報道された。
- (16) ケルンの芸術家 Gunther Demnig が1993年に始めたプロジェクトで、かつて住んでいた家の前の道路に名前と生年、殺害された経緯などを記した10 cm 四方の金色のプレートが埋め込まれている。
- (17) イタイイタイ病の場合、カドミウム汚染された農地の住宅・企業・公共施設用地等への転用もあり、その一部である富山健康パーク（富山県国際健康プラザ）の中に富山県立イタイイタイ病資料館（2012年開館）が設置されている。新潟水俣病については新潟県立環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）が2001年に、四日市公害については四日市市立四日市公害と環境未来館が2015年に開館している。
- (18) 1972年に「公害白書」の名称は「環境白書」に改められ、1993年には公害対策基本法は環境基本法施行に伴い統合・廃止された。近年では、日本経済新聞（2019年11月4日）「水俣病風化に危機感 市議会委員会名に「公害」消える」が報じられ、「公害」という言葉が消えていくことで「公害」の記憶まで風化していくことが懸念されている。
- (19) ステレオタイプを「ある集団に属する人々に対して、特定の性格や資質をみんなが持っているように見えたり、信じたりする認知的な傾向」としたうえで、偏見は「そのステレオタイプに好感、憧憬、嫌悪、軽蔑といった感情を伴ったもの」としている（北村・唐沢2018）。
- (20) 長谷は、最初から生まれ育ったまちを好きなわけではなく、地域の歴史を学ぶことが誇りや愛着の形成につながるとしている（長谷2013）。
- (21) 米国の Adopt Program をもとにしており、導入者によりアダプト・プログラムなど表記は異なる。道路・公園・河川敷・駅前など一定区画の公共の場所を養子にみため、地域住民や団体が清掃や美化活動など日常管理を行う制度。全国の普及状況は国土交通省や（公社）食品容器環境美化協会 <https://www.kankyobika.or.jp/adopt/domestic-activities> (2021年3月9日閲覧) が公開している。
- (22) 千葉市ホームページ「ちばレポ（ちば市民協働レポート）」 <https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kohokocho/chibarepo.html> (2021年3月9日閲覧)
- (23) しながわ写真ニュース 2006年11月30日「公園安全点検ボランティア「あるある点検隊」発足」 <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/shinagawaphotonews/shinagawaphotonews-2006/hpg000000111.html> (2021年3月9日閲覧)

- (24) 身近な道路の管理や修繕工事などに際し、地域住民が労力を提供、材料や重機を行政が提供して実施する仕組み。例えば美濃市 <http://www.city.mino.gifu.jp/pages/1678> (2021年3月9日閲覧) など。
- (25) 化学物質は事業活動の過程で排出されるわけだが、消費者による製品の利用等も無関係ではなく、化学物質の環境リスクを減らすためには、市民も自らの生活のなかで化学物質の使用量を減らすことや再利用を心がけるなどが求められる。対象は業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者であるが、その業種はすべての製造業のみならずエネルギー、下水道、廃棄物、鉄道、医療、教育機関をはじめ多岐に及んでおり、地域にある一定規模以上の多くの施設が対象となっている。
- (26) 川崎市環境局環境対策部企画指導課が2008年10月に発行した「～事業者の信頼を高めるために～事業者と市民との化学物質に関するリスクコミュニケーションガイド」は「川崎市化学物質に関するリスクコミュニケーションを進める会」の市民・事業者メンバーの意見を取り入れて作成された。
- (27) 情報を提供する側の目的と受け手側の期待との齟齬については、堀江らが「可視化」と捉え、公的意思決定を念頭に目的・プロセス・対象・手法を整理し検討している(堀江ら2009)
- (28) 佐藤らは、川崎市において環境活動の取り組みの類似性に基づく「俯瞰的マップ」開発を通し、'様々な市民団体が郷土愛を信頼の基礎として理念でつながり、参加と対話、協働と連携をとおして活動している姿が見て取れる'としている(佐藤ら2013)。市民団体だけでなく、企業等も含め地域の諸施設の取り組み全体を俯瞰して位置づけることも可能であろう。
- (29) フィールドミュージアムについての詳細は、堀江2018参照。

〔参考文献〕

- 赤澤史朗 2003「戦後日本における戦没者の「慰霊」と追悼」立命館大学人文科学研究所紀要(82), pp.117-133
- モーリス・アルヴァックス 1989(小関藤一郎訳)『集合的記憶』行路社
- 朝日ちさと・堀江典子編 2018『生活者のための地域マネジメント入門』昭和堂
- 丁育華・近藤光男・村上幸二郎・大西賢和・渡辺次郎 2008「高齢者の都心居住を考慮した都市施設の配置評価モデルとその地方圏への適用に関する研究」都市計画論文集43(3), pp.13-18
- 萩原清子 2013「持続可能性とウェルビーイング(well-being)——階層的多基準分析の有効性」地域学研究, 第43巻第3号, pp.307-324
- 浜日出夫 2010「記憶と場所—近代的时间・空間の変容—」社会学評論60(4), pp.465-480
- 長谷起世子 2013「地域への定住と愛着心からみるまちづくりに関する研究—A市C地区における住民の意識分析—」社会福祉学部研究紀要, 第17巻第1号, pp.51-60
- 長谷部俊治 2016「政策の失敗はなぜ起きるのか:水俣病と原発事故への対応から」社会志林62(4), pp.53-75
- 引地博之・青木俊明・大淵憲一 2009「地域に対する愛着の形成機構—物理的環境と社会的環境の影響—」土木学会論文集D65(2), pp.101-110
- 堀江典子 2009「博物館と公園における機能評価に関する一考察」地域学研究, 第39巻第4号, pp.855-869
- 堀江典子・萩原清子・木村富美子・朝日ちさと 2009「評価と意思決定支援のための可視化をめぐる諸問題—「可視化」の構造と課題」地域学研究39(2), pp.405-416
- 堀江典子・平松玲治 2010「公園の博物館化に関する一考察」博物館学雑誌, 第36巻第1号, pp.61-74
- 堀江典子・平松玲治・森本千尋 2011「都市公園における博物館的機能展開の考え方」公園管理研究, Vol.5, pp.7-12

都市施設の博物館的機能の意義と課題 (堀江典子)

- 堀江典子 2014 「歴史公園における観光客数の傾向及び季節性と諸問題」 地域学研究, 第 43 巻第 4 号, pp.475-486
- 堀江典子 2015 「都市施設における博物館的機能の可能性と課題」 博物館学雑誌, 第 41 巻第 1 号, pp.75-83
- 堀江典子 2017 「都心部における環境文化資源を活かした地域活性化の取り組み」 公園管理研究, 第 10 巻, pp.17-23
- 堀江典子 2018 a 「浄水場における博物館的機能の現状」 博物館学雑誌, 第 44 巻第 1 号, pp.49-58
- 堀江典子 2018 b 「“フィールドミュージアム”の諸相と期待されている機能」 地域学研究, 第 47 巻第 2 号, pp.137-157
- 堀江典子 2019 「ごみ処理施設における博物館的機能の現状」 博物館学雑誌, 第 45 巻第 1 号, pp.107-120
- 堀江典子・萩原清子・木村富美子・朝日ちさと 2021 「地域の持続可能性のための都市施設の持つ教育的役割への評価に関する一考察」 地域学研究, 第 50 巻第 2 号, pp.287-307
- 市川虎彦 2005 「地域の記憶と戦争博物館」 松山大学論集 17(4), pp.43-65
- 今田晃一 2008 「ESD のカリキュラム開発の視点: 環境教育の概念と国際的展開」 教育研究所紀要 (17), pp.9-18
- 石盛真徳 2004 「コミュニティ意識とまちづくりへの市民参加: コミュニティ意識尺度の開発を通じて」 コミュニティ心理学研究 7(2), pp.87-98
- 岩本慎平・田中貴宏・西名大作 2014 「地方小都市における CO₂ 排出量の視点からみた将来都市構造の検討: - 広島県府中市を対象としたシナリオ作成と評価 -」 日本建築学会環境系論文集 79(700), pp.545-554
- 門倉七海・佐藤翔輔・今村文彦 2020 「発災から 50 年経過した水害被災地の記憶と備えの実態分析: 1967 年羽越水害をまつりで伝承する新潟県関川村」 地域安全学会論文集 No.37, pp.117-123
- 片田敏孝・及川康・浅田純作 2000 「過去の洪水に関する学校教育と伝承が住民の災害意識と対応行動に与える影響」 水工学論文集 (44), 325-330, 2000
- 君島彩子 2015 「原爆の記憶と観音像 - 広島・長崎の公園の事例から -」 総研大文化科学研究, 第 11 号, pp.143-159
- 北村英哉・唐沢穰編 2018 『偏見や差別はなぜ起こる? - 心理メカニズムの解明と減少の分析』 ちとせプレス
- 窪田亜矢 2019 「イタイイタイ病被害地域における勝訴と和解に至るプロセスに関する考察 土壤汚染公害の被害対応は如何にあるべきか?」 日本建築学会計画系論文集 (762), pp.1789-1797
- 増田知也・沢井智子・門田志乃・加藤良太 2007 「現代の公共圏とコミュニケーションをめぐる一考察 - 「菜の花プロジェクト」を例に」 同志社政策科学研究 9(1), 163-170
- 三谷高史 2018 「環境教育の理論研究のための基礎的考察」 仙台大学紀要 Vol.49, No.2, pp.61-73
- 宮本結佳 2015 「負の歴史的遺産における生活実践の伝承可能性 - ハンセン病療養所におけるアートプロジェクトを事例として -」 環境社会学研究 21(0), pp.41-55
- 宮坂広作 1966 「明治期における社会教育概念の形成過程 - 社会教育イデオロギーの原形態 -」 教育学研究 33(4), pp.10-19
- 室田昌子 2003 「都市施設整備における利害調整に着目した合意形成方法に関する考察」 都市計画, 別冊, 都市計画論文集 38(2), pp.10-15
- ビエール・ノラ (谷川稔監訳) 2002 『記憶の場 - フランス国民意識の文化 = 社会史 (第 1 巻) 対立』 岩波書店
- 野田遊 2008 「行政に対する信頼と市民の参加意向」 会計検査研究 No.37, pp.69-85
- 根市政明・土屋貴佳・室町泰徳 2007 「都市のコンパクト化による都市施設マネジメント費用の変化に

- 関する研究」土木計画学研究・論文集, Vol.24, No.1, pp.217-222
- 岡部美香 2019「災害の記憶の継承とトランスレーション-終わらない物語のための教育への試論-」86巻2号, pp.237-248
- 岡部美香・金正美・花崎卓平・高橋舞 2019「〈共生知〉としての他者の記憶の継承」大阪大学教育学年報 (24), pp.3-17
- 大森純子・三森寧子・小林真朝・小野若菜子・安齋ひとみ・高橋和子・宮崎紀枝・酒井太一・齋藤美華 2014「公衆衛生看護のための“地域への愛着”の概念分析」日本公衆衛生看護学会誌 3(1), pp.40-48
- 笹尾俊明 2013「廃棄物処理の経済分析と政策課題」環境経済・政策研究 6(1), 6-17
- 佐藤真久・吉川まみ・廣瀬健二・関根昌幸・吉川サナエ・深堀孝博・遠藤亜紀 2013「川崎市“環境諸資源”の共有による協働と連携-川崎市内の環境教育関連団体の協働・連携アプローチ等の類似性に基づく「俯瞰的マップ」の開発を通して-」共生科学 4巻4号, pp.81-102
- 佐藤快信・菅原良子・入江詩子 2015「社会教育のこれまでの経緯とこれから」長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要 13(1), 35-43
- 佐藤翔輔・平川雄太・新家杏奈・今村文彦 2017「災害伝承は津波避難行動を誘引したのか:-陸前高田市における質問紙調査を用いた事例分析-」地域安全学会論文集 No.31, pp.69-76
- Scannell, L., & Gifford, R. 2010, Defining place attachment: A tripartite organizing framework, *Journal of Environmental Psychology*, Vol.30, Issue 1, pp.1-10
- 関川まゆみ 2008「『戦争と死』の記憶と語り:その個人化と社会化」国立歴史民俗博物館研究報告第147集, pp.7-33
- Stedman, R. 2003, Is It Really Just a Social Construction?: The Contribution of the Physical Environment to Sense of Place, Society & Natural Resources, 16, pp.671-685
- 須永和博 2020「ラオス・ルアンパバーンにおける社会的記憶と景観」立教大学観光学部紀要, 第22号, pp.99-115
- 鈴木春菜・藤井聡 2007「利用店舗への愛着が地域愛着に及ぼす影響とその規定因に関する研究」都市計画論文集 42(3), pp.13-18
- 鈴木春菜・藤井聡 2008 a「地域愛着が地域への協力行動に及ぼす影響に関する研究」土木計画学研究・論文集 25(2), pp.357-362
- 鈴木春菜・藤井聡 2008 b「『地域風土』への移動途上接触が『地域愛着』に及ぼす影響に関する研究」土木学会論文集 D 64(2), pp.179-189
- 鈴木薫・田中勝・河原長美・川瀬啓一・時澤孝之・宮川洋・石森有 2018「一般廃棄物処分場の立地における安全管理施策とコミュニケーション等施策」廃棄物資源循環学会研究発表会講演集 29(0), 49
- 鈴木崇之・石川徹・貞広幸雄・浅見泰司 2011「都市施設が居住者のまちへの愛着に及ぼす影響に関する研究」都市計画論文集 46(2), pp.117-123
- 對間昌宏・浅見泰司・石川徹 2019「場所への愛着に関する諸概念の尺度の相互関係」人間・環境学会誌 22(1), pp.49-58
- 孝本貢 2009「戦後地域社会における戦争死者慰霊祭祀-慰霊碑等の建立・祭祀についての事例研究-」明治大学人文科学研究部紀要 64, pp.85-97
- Tallentire, Jenéa, 2001 “Strategies of Memory: History, Social Memory, and the Community” *Social History*, Vol 34, No 67, pp.197-212
- 寺前秀一 2016「人流・観光論としての記録・記憶遺産(歴史認識)論議・序論」横浜市立大学論叢社会科学系系列 Vol.67, No.3, pp.95-133
- 戸津敏 2014「学校組織の活性化をはかるコミュニケーションのあり方-協働的職員集団の形成をめざ

都市施設の博物館的機能の意義と課題（堀江典子）

- してー」山形大学大学院教育実践研究科年報（5），pp.186-193
- 富田涼都 2018 「生物多様性の保全をめぐる科学技術コミュニケーションのあり方」日本生態学会誌 68, pp.211-222
- 渡辺由希 2017 「地域への愛着によって促される地域活動の参加傾向」淑徳大学大学院研究紀要，第 24 号，pp.111-129
- 山野直樹 2018 「市民との対話：我が国における活動事例」日本原子力学会誌 ATOMOΣ 60(2), pp.93-96
- 柳至 2020 「公共施設等統廃合に関する合意形成の手段：先行研究のレビューによる整理」政策科学・国際関係論集（20），pp.109-135
- 吉田正広 2011 「「記憶の場」の歴史学を目指して」愛媛大学法文学部愛媛大学法文学部論集・人文学科編 30, pp.51-66
- 吉川肇子 1997 「リスク・コミュニケーションにおける信頼」産業・組織心理学研究 11(1), pp.61-70

〔付記〕

本研究は科研費（20K01126）の助成を受けたものである。

（ほりえ のりこ 公共政策学科）
2021年4月27日受理